

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年1月30日
【事業年度】	第38期(自 2024年11月1日至 2025年10月31日)
【会社名】	ReYuu Japan株式会社
【英訳名】	ReYuu Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 重富 崇史
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階
【電話番号】	03(6230)9388
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 三宅 弘晃
【縦覧に供する場所】	ReYuu Japan株式会社 東京本社 (東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としてあります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月	2021年4月	2022年4月	2022年10月	2023年10月	2024年10月	2025年10月
売上高 (千円)	5,694,377	5,457,439	1,551,764	4,089,201	4,731,991	6,259,161
経常利益又は経常損失() (千円)	73,787	121,632	127,373	204,118	79,890	189,350
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	65,158	228,490	178,102	81,005	86,162	225,658
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	634,728	1,054,323	1,054,323	50,000	50,000	397,231
発行済株式総数 (株)	3,409,000	5,741,500	5,741,500	5,741,500	5,741,500	6,990,400
純資産額 (千円)	700,081	1,310,771	1,132,669	1,051,961	866,457	1,369,041
総資産額 (千円)	1,232,515	1,888,142	1,572,702	1,917,619	1,887,882	2,268,814
1株当たり純資産額 (円)	205.36	228.30	197.69	183.56	158.95	199.30
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (円)	19.11	57.10	31.06	14.14	15.33	40.13
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	56.8	69.4	72.0	54.8	45.9	58.8
自己資本利益率 (%)	9.8	22.7	14.6	7.4	9.0	20.5
株価収益率 (倍)	19.88	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	76,601	207,143	396,909	381,052	737,164	128,749
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	12,619	161	9,876	245,816	6,034	93,738
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	102,624	766,188	33,556	560,165	63,984	478,120
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	541,517	1,104,956	665,464	1,090,394	411,180	679,034
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	63 (20)	69 (18)	63 (18)	32 (19)	27 (18)	34 (17)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	77.1 (102.4)	73.7 (105.4)	143.2 (126.3)	78.7 (154.7)	178.2 (196.0)
最高株価 (円)	747	570	359	650	642	1,413
最低株価 (円)	297	279	273	239	250	277

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 第34期の経常利益および当期純利益の大幅な減少は、支払手数料等の多額の特別損失の計上等によるものであります。
3. 第36期において、無償減資を行っております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第33期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第34期および第35期は、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期、第37期および第38期は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
5. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。
6. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第34期の期首から適用しており、第34期以降に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第35期は、決算期変更により2022年5月1日から2022年10月31日までの6ヶ月間となっております。

2 【沿革】

年月	事項
1988年 6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として、大阪市北区芝田に「日本テレホン株式会社」を設立
1990年 6月	・首都圏への本格進出に伴い東京都渋谷区代々木に東京支店を開設
1993年 9月	・本社を大阪市北区梅田に移転
1994年 4月	・携帯電話販売事業を開始
1998年12月	・古物商許可を取得
2003年 5月	・本社を大阪市北区豊崎に移転 ・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において2本社制とする
2005年 2月	・東京本社を東京都新宿区西新宿に移転
2005年 4月	・ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年12月	・プライバシーマークを取得
2008年 8月	・大阪本社を大阪市北区天満橋に移転
2008年11月	・中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
2010年 4月	・ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに株式を上場
2013年 7月	・東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場
2017年 3月	・リユースモバイルの業界団体であるリユースモバイル・ジャパン（現 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン）の設立に参画
2018年12月	・法人向けスマートフォンレンタルサービスの提供を開始
2019年 5月	・ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップの譲渡に伴い、ドコモショップ2店舗、auショップ2店舗の直営店4店舗体制となる
2019年12月	・兼松コミュニケーションズ株式会社との間において、リユースモバイル事業に関する業務提携契約を締結
2020年 6月	・リユースモバイル事業拡大に伴い、モバイルリファビッシュセンターを大阪市北区長柄西に移転拡張
2020年11月	・リユースモバイル事業者認証を取得
2021年12月	・モバイルリファビッシュセンターにて情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC 27001」認証を取得
2022年 2月	・株式会社ショーケースが当社の親会社となる
2022年 4月	・東京証券取引所の市場再編に伴い、スタンダード市場に移行
2022年 8月	・東京本社を東京都港区六本木に移転
2023年 4月	・リユース関連事業へ経営資源を集中するため、運営店舗の事業譲渡および閉店が完了
2023年 8月	・「エコたん」から「ReYuu」へブランドリニューアル
2024年 2月	・「日本テレホン株式会社」から「ReYuu Japan株式会社」へ商号変更
2024年12月	・AIフュージョンキャピタルグループ株式会社が、当社株式の間接所有により、当社の親会社となる
2025年 3月	・主要株主の異動により、Seastle Singapore Pte. Ltd.が当社のその他の関係会社および主要株主である筆頭株主となる

(注) 「ReYuu」とは、「『リユース』の輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結ぶ=繋げる)』」という想いを込めた当社のコーポレート・アイデンティティであります。

3 【事業の内容】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。主としてリユースモバイル端末を中心とした取引を軸に事業を展開しており、その内容を事業区分別に記載をしております。

また、事業内容につきましては、リユースモバイル端末の取扱いを行うリユース関連事業、法人向け通信端末機器レンタル等のその他の事業となっております。

(1) リユース関連事業

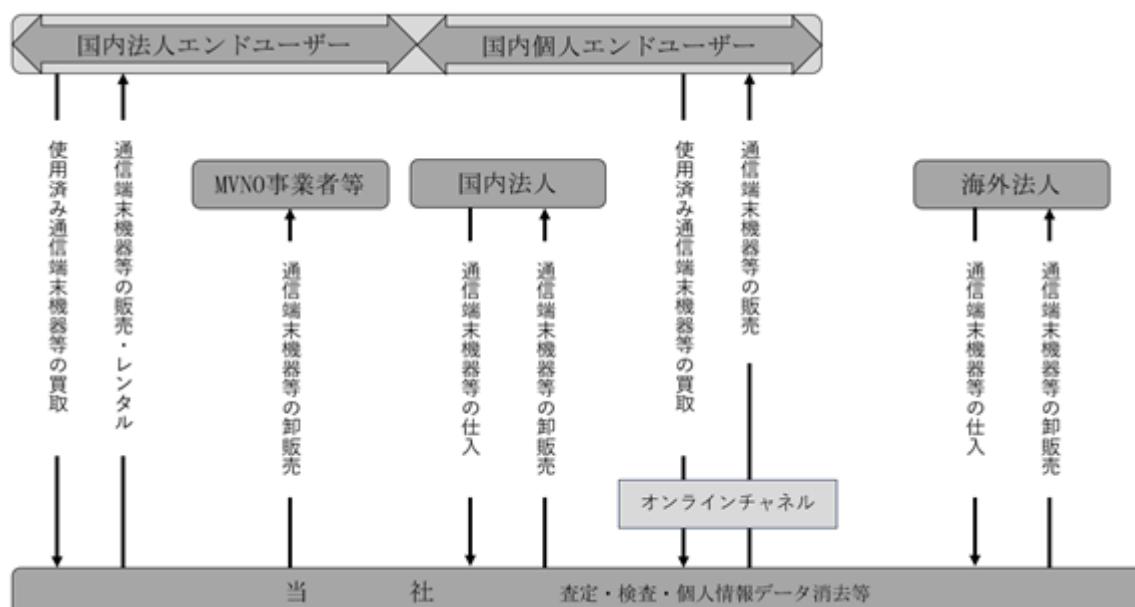
スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入や、不要となった機器を消費者や企業から直接買取ることで調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニングなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。

本事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

(2) その他の事業

当事業は、法人向け通信端末機器のレンタル等を行っております。法人向け通信端末機器のレンタルは、当社のリユース関連事業において調達し、整備等を行った通信端末機器をレンタルし、その顧客からレンタル利用料を收受しております。

リユース関連事業およびその他の事業における事業系統図は、次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(その他の関係会社) Seacastle Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	50,000SGD	海運管理業務および ファイナンス	被所有 24.92%	-

(注)当事業年度の期首において株式会社ショーケースを親会社としておりましたが、2025年3月25日に同社による当社株式の一部譲渡が行われたため、同社は当社の親会社に該当しなくなりました。これに伴い同日付で、2024年12月13日付で当社の親会社（株式会社ショーケースの親会社）となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社も、当社の親会社に該当しなくなりました。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
34 (17)	41.6	7.14	5,291,620

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2025年10月31日現在

事業部門別	従業員数(人)
リユース関連事業	26 (11)
管理部門	8 (6)
合計	34 (17)

(注)従業員数は就業員数であり、嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員・受入出向者は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)および「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、リユースモバイル端末を取扱うリユース関連事業を軸として、「『リュー』スの輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結う=繋げる)』」という想いを込めた「ReYuu(リュー)」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、持続的な企業価値の向上に取り組んでおります。市場が安定的に拡大を続けるリユースモバイル業界において、事業環境やお客様のニーズの変化を的確に捉え、求められるサービスや商品を迅速かつ確実に提供することを目指しております。また、透明性と高い倫理観に基づく企業活動を通じて、社会への貢献を果たしてまいります。さらに、経営基盤の強化に向けて人材育成に注力し、企業価値の向上と持続的な成長を実現してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、半導体供給の正常化が進む一方、為替動向の影響もあり、新品端末の価格は依然として高止まりの状況にあります。こうした環境下で、世代間の性能差が縮小する中、実用性とコストパフォーマンスを重視する消費者が増加しており、手頃な価格で入手できるリユースモバイル端末への需要は一段と強まっています。また、MVNOサービスの多様化により、端末と回線を切り離して選択する動きが広がり、リユースモバイル端末との組み合わせによる通信費全体の最適化が進んでいます。こうした環境変化は個人利用の裾野を押し広げるだけでなく、法人にとっても、必要十分な性能を備えたリユース端末を選択する動機を高めています。

このような事業環境を踏まえ、当社といたしましては、以下の事項を経営上の重要な課題と認識しております。

商品の安定的な調達体制の確保

リユースモバイル端末市場の拡大に対応し、事業成長を持続させるためには、商品の安定的な調達体制の確保が不可欠であると認識しております。調達力のさらなる強化のため、社内体制を整備し、国内・海外を問わず新規仕入先の開拓に注力するとともに、既存パートナー企業との買取連携を強化し、長期的に安定した調達網の構築を目指しております。

さらに、国内外の法人サプライヤーやオークションルートに加え、企業からの業務端末買取を中心としたエンド調達を強化することで、収益性の向上につながる調達構造の構築を進めております。また、海外パートナーとの連携強化を通じて、調達量の拡大と調達先の多様化を図るとともに、市況変動に柔軟に対応できる調達体制の構築を目指してまいります。

市場展開と事業基盤の強化

リユースモバイル端末市場でのシェア拡大と収益安定化を実現するため、市場展開と事業基盤の強化に取り組んでおります。

国内市場では、卸販売、買取、レンタル、商品保証、キッティングを組み合わせた総合的な端末サービスを提供し、既存取引先への深耕営業と新規取引先の開拓を進めてまいります。また、単発取引に依存しない収益構造の構築に向け、レンタルや保証等のサービスを通じた継続的な収益機会の拡大にも注力してまいります。

海外市場では、香港や中東地域等を中心に、現地パートナーとの連携を強化し、調達・販売の両面における取引基盤の拡充を進めることで、グローバル取引の拡大を図ってまいります。

個人向けECチャネルでは、マーケティング施策や商品ラインナップの充実により、収益性のさらなる向上を目指しております。

DX化と業務効率化の推進

事業規模の拡大に対応するため、DX化と業務効率化を重要課題として位置づけております。

具体的には、商品の入荷から検品、在庫管理、出荷に至るまでの業務プロセスを一元的に管理する体制の整備を進めるとともに、再生・検品業務の効率化に向けたシステム導入や業務フローの見直しを継続してまいります。これにより、処理能力の向上と品質の安定化を両立し、事業成長に耐えうるオペレーション基盤の構築を目指してまいります。

人材戦略の強化

持続的な企業価値の向上に資するため、成長の源泉として、人材の採用と育成を課題として位置づけております。

今後の事業拡大や新たな取り組みを見据え、営業、海外事業、EC、管理部門等を中心に採用体制の強化を進めるとともに、組織としての実行力を高めるための人材育成や評価制度の整備にも取り組んでまいります。多様な人材が能力を発揮できる環境づくりを通じて、事業成長を支える体制の構築を図ってまいります。

当社といたしましては、かかる課題に全社を挙げて対処するとともに、事業の拡大および企業価値の向上に向けて取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整っております。取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

取締役会において、コンプライアンス全体に関する総括責任者およびリスク全般の管理についての総括責任者として、コンプライアンス担当役員およびリスク管理担当役員を任命しております。

また、法令と社会倫理の遵守を図るべく、「内部統制委員会」において毎月1回取締役、常勤監査役および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めております。

なお、当社は、事業規模および事業領域の拡大を見据え、経営の透明性および監督機能のさらなる強化を目的として、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会の決議をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

(2) 戦略

(サステナビリティ全般に関する戦略)

当社は、「『リユー』スの輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re(何度も)』+『Yuu(結う=繋げる)』」という想いを込めた「ReYuu(リユー)」をコーポレート・アイデンティティとして掲げ、リユース関連事業を主要事業として推進しております。同事業の内容そのものがSDGsの達成へ貢献するものであり、事業の発展へ向けて注力していくことが持続可能な社会の実現のために最も重要な貢献へつながると考えております。当社の事業内容とSDGsのつながりについては以下のとおりです。

SDGs目標12「つくる責任 つかう責任」

当社のリユース関連事業が拡大することで、捨てられることなくリユース端末として再活用される使用済み端末が増加し、廃棄物の削減につながり、循環型社会の実現へと近づいていきます。

SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」

通信端末をリユースすることは製造時と廃棄時に発生するCO2を削減することにもつながるため、カーボンニュートラルへ貢献し、温室効果ガスの削減により気候変動への対策となります。

SDGs目標14「海の豊かさを守ろう」・SDGs目標15「陸の豊かさを守ろう」

通信端末のような電気電子機器の廃棄物が不適切な方法で廃棄処理をされると、環境汚染や人の健康への悪影響を引き起こす懸念があります。当社はリユース関連事業を拡大させるとともに、コンプライアンスを遵守した適切なリサイクル処理を行うことで、この様な被害をもたらさない取り組みを実施しております。

なお、当社はリユースモバイル市場全体の健全な発展と消費者保護を目指すため、一般社団法人リユースモバイル・ジャパンの理事企業として、ガイドラインの策定や事業者認証制度の運営を通じて、リユースモバイルの普及と、多様で低廉な通信サービスが安心で安全に提供される社会の形成に寄与しております。

(人的資本に関する戦略)

当社は、人々や社会に貢献できるサービスの提供を目指し、人材への積極的な投資を通じて、挑戦する姿勢と実行力を兼ね備えた社員の育成に取り組んでまいります。また、リユース関連事業は、通信やスマートフォンの専門知識・スキルの要求レベルが非常に高く、当社の求める人物像に向けた社員一人ひとりの能力開発と自己研鑽に注力してまいります。

当社が求める人材像は「社員一人ひとりが自発的に学び、考え、確実に業務を遂行するのみならず、新たな価値を生み出す改善や創意工夫を自立的・継続的に行う人材」であり、その人材の採用・育成・定着に向けて、中期経営計画では、採用体制の強化、育成環境の整備、魅力的な職場環境の構築に取り組んでいくこととしております。

(3) リスク管理

当社の事業内容そのものがSDGsの達成へ貢献するものであることを認識したうえで、取締役会において、各担当役員から総括的な経営実態についての報告並びに事業運営・事業リスクの認識および対応について指示・監督を行っております。

また、当社に属する全ての取締役、監査役および従業員が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、コンプライアンス担当役員および内部統制委員会を中心としてサステナビリティ関連項目を含む「コンプライアンス・マニュアル」を整備しております。「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員等からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施しております。

(4) 指標及び目標

(サステナビリティ全般に関する指標及び目標)

当社は、リユース関連事業の発展を通じて持続可能な社会の実現への貢献を目指してまいります。業績目標を含めた当社の中期経営計画につきましては、現在策定中でございます。過去の中期経営計画につきましては以下にて開示しております。

・中期経営計画説明資料および中期経営計画説明動画

<https://www.reyuu-japan.com/ir/library/other/>

(人的資本に関する指標及び目標)

当社は、人材の多様性が経営や事業の革新を促し、持続的な成長を実現する上で重要な強みであると認識しております。この認識に基づき、事業環境に即した多様性の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

中期経営計画においては、若年層から高いスキルを持つ熟年層まで幅広い層を対象とした中途採用の強化を掲げてあり、性別や国籍を問わず、有能な人材の登用を推進してまいります。特に、女性および外国籍社員の管理職登用が十分ではないと認識しており、女性管理職の育成に重点を置き、中途採用の拡大や職場環境の整備に注力します。

具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行うとともに、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響をおよぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、情報の開示を行っております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合においては適切な対応に努める方針であります。投資判断を行われるにあたっては本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（2026年1月30日）現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当事業年度における当社の事業部門別の売上高構成は下記のとおりとなっており、売上構成比はリユース関連事業が98.1%、その他の事業が1.9%と、リユース関連事業の売上構成比が高いものとなっております。

このため、当該事業への依存度が高いことによって、当該事業の業績が悪化した場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

利益面から見た場合においても、リユース関連事業においては、為替変動等の外部要因による調達価格の高騰や、メーカー・移動体通信事業者による新品価格の値下げ等によりリユースモバイル端末の価格優位性が損なわれる等、利益率が低下する可能性があります。

	2024年10月期		2025年10月期		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	
売上高	4,731	100.0	6,259	100.0	132.3
リユース関連事業	4,670	98.7	6,140	98.1	131.5
その他の事業	61	1.3	119	1.9	193.6

(2) リユース関連事業の運営上のリスクについて

スマートフォン、タブレット、パソコン等の通信端末機器について、リユース品を中心に売買する事業を展開しております。これらの機器は、サプライヤーからの仕入や、不要となった機器を消費者や企業から直接買取ることで調達しております。調達した商品は、必要に応じて当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて査定、データ消去、外装クリーニングなどの処理を施し、リユースモバイル端末として販売しております。同事業においては、リユースモバイル端末をMVNO事業者や携帯代理店、卸売業者、小売業者、一般企業、海外市場等へ向けて販売するとともに、自社運営サイトおよび外部ECモールにおいて、個人向けのオンライン販売を実施しております。

需要の減少について

リユースモバイル端末の需要は、高価格なスマートフォンの普及や円安に伴って価格が高騰している新品端末機器への買替えを躊躇する顧客層に対して、デザインや機能面において遜色のないリユースモバイル端末を低廉な価格で供給することや、低価格帯の通信サービスと組み合わせて2台目としての利用や法人利用を目的とした顧客層に対して、低価格で実用的なリユースモバイル端末を提供することで成り立っております。

同事業においては、リユースモバイル端末の流通量に応じて調達価格が影響を受けることから、端末メーカーの生産量や移動体通信事業者の販売量の減少の影響からリユースモバイル端末の流通量が減少し、調達価格が高騰することによってそれが販売価格に転稼され、その結果により販売価格が上昇した場合や、移動体通信事業者や端末メーカーによって新品端末機器の大幅な値下げが実施されることでリユースモバイル端末の価格優位性が著しく損なわれ需要が減退し、同事業の事業モデルにより得られる売上高や収益が減少することにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

リユースモバイル端末の調達について

リユースモバイル端末の調達は、国内外のパートナー企業からの仕入やエンドユーザーからの買取を実施しております。

しかしながら、商品の特性上、安価で安定的かつ継続的に当社にリユースモバイル端末が供給されることが保証された環境ではなく、特定の企業に依存した調達を実施した場合や、国外からの仕入に依存した場合、パートナー企業の調達状況、為替や国際情勢の状況、資源価格の高騰や半導体不足による調達価格の高騰等の影響により、合理的な価格でリユースモバイル端末を確保できないことから販売に支障を来すことにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、各移動体通信事業者の販売施策において、次回の買替え時に移動体通信事業者が下取りをすることを前提とした契約の普及等により、リユースモバイル市場への端末機器の流通量が大幅に低下する恐れがあり、その場合、顧客の需要に応じたリユースモバイル端末を確保できないことから販売に支障を来すことにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

主要な販売先について

同事業の主要な販売先は下記のとおりとなっており、株式会社インターネットイニシアティブ、株式会社オプテージの2社への売上高が相対的に大きいものとなっております。これら2社とともに、各社が要望する商品と、当社の提供可能商品が一致したため、売上が拡大し、売上比率が高まったものであります。

相手先	第38期 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社インターネットイニシアティブ	1,632,136	26.1
株式会社オプテージ	763,461	12.2

(3) 法的規制等について

当社ではリユース関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社はこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。

しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合、又は当社がこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
リユース関連事業	電気通信事業法 消費者契約法
その他の事業	携帯電話不正利用防止法 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示)
オンラインショップを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
リユース品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報の保護に関する法律

(4) 個人情報の取扱いについて

当社では、リユース関連事業においてはリユースモバイル端末の買取等を行う場合やオンラインショップでの販売を行う場合、その他の事業においてはレンタルサービスの申込みを受ける場合において、顧客の氏名、生年月日、住所等の個人情報を取り扱っております。

個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や委託先のクラウド環境には個人情報がデータとして保存されていますが、当社では個人情報が記載された書類等について必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行っております。また、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントISO27001認証(モバイルリファビッシュセンター)を取得しており、セキュリティの強化に努めています。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。

その場合、顧客から損害賠償訴訟の提起や賠償金の請求、また既存顧客の信用や社会的な信用の失墜により、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 海外の事業展開について

当社は、企業として一層の成長を図るため、国内だけではなく、海外での商品の販売と調達の拡大へ積極的に取り組んでいます。しかしながら、取引先相手国における政情、経済、法規制等のカントリーリスクや現地企業に対する信用リスク、為替の影響等、これらのリスクの発生により当社の方針が奏功せず、係るリスクが顕在化した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 対処すべき課題に対する対応について

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の事業の進展のために克服すべき当面の課題が認識されており、係る課題を早期に克服すべく対応を行ってまいりますが、これらの施策が奏功する保証はなく、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、当社は、対処すべき課題として掲げている事業基盤の強化および中長期的な企業価値向上を見据え、新たな成長領域の一つとして暗号資産に関する取り組みについても検討を進めております。当該分野は、市場環境や価格変動、制度・規制動向等の不確実性を内在しており、取り組みの内容や進捗によっては、今後の事業運営や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社としては、既存事業への影響を切り分けたうえで、事業全体のリスク管理の枠組みの中で慎重に検討を行い、適切なリスク管理の下で対応してまいります。

(7) 感染症の流行について

感染症の拡大等があった場合、営業活動が制限され、リユースモバイル端末の調達および販売が減少することによって売上高、収益ともに減少し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(8) 繼続企業の前提に関する重要な事象等

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による調達難等により2022年4月期に営業損失を計上し、その後も継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、これまでの調達ネットワークの拡充や販売力強化の施策を通じて、当社の事業は着実に拡大しており、当事業年度においては売上高6,259百万円（前年同期4,731百万円）となりました。また、上半期に実施した棚卸資産の計画的放出により、安定的な黒字体质が確立されつつあり、当第3四半期会計期間は15百万円、当第4四半期会計期間は26百万円の営業黒字となりました。また、資金面におきましても十分な流動性を確保しており、今後の資金繰りについても安定して推移することが見込まれ、引き続き財務基盤は安定しているものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2024年11月1日から2025年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が緩やかな回復基調を支える一方で、米国の通商政策や、物価上昇が個人消費に及ぼす影響、金融資本市場の変動等に依然として注意が必要な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、半導体供給の正常化が進む一方、為替動向の影響もあり、新品端末の価格は依然として高止まりの状況にあります。こうした環境下で、世代間の性能差が縮小する中、実用性とコストパフォーマンスを重視する消費者が増加しており、手頃な価格で入手できるリユースモバイル端末への需要は一段と高まっています。また、MVNOサービスの多様化により、端末と回線を切り離して選択する動きが広がり、リユースモバイル端末との組み合わせによる通信費全体の最適化が進んでいます。こうした環境変化は個人利用の裾野を押し広げるだけでなく、法人にとっても、必要十分な性能を備えたりユース端末を選択する動機を高めています。

このような事業環境の中、当社は社名の一部でもある「ReYuu（注）」に表現されるコーポレート・アイデンティティに基づき、モバイル端末を中心とするリユース関連事業を事業の柱として、企業価値の向上を目指しております。

当第4四半期会計期間では、営業利益が26百万円（前年同期は営業損失28百万円）となりました。第3四半期会計期間（営業利益が15百万円（前年同期は営業損失26百万円））に引き続き四半期ベースの営業黒字を達成し、黒字基調が確立しつつあります。この要因は、上半期に実施した棚卸資産の計画的放出により在庫構成の最適化が進み、収益力が底上げされたことにあります。当該施策によって、短期的には採算へ一定の影響を及ぼしましたが、当第3四半期会計期間および当第4四半期会計期間には改善効果が顕在化しました。

当事業年度におきましては、主力であるリユースモバイル端末の販売が堅調に推移し、販売台数・売上高ともに前期比で増加いたしました。新経営体制のもと、販売促進力の強化に加え、国内外における調達ネットワークの拡充を進めたことが、取扱台数の安定確保に寄与しております。さらにグローバル展開においては、大口取引先を中心に調達・販売両面での取引体制構築が進展いたしました。

また当社は2025年7月8日開催の取締役会において、第三者割当による第2回新株予約権の発行を決議いたしました。調達金額は最大3,058百万円であり、在庫調達を中心とする事業運転資金およびM&A等の戦略投資に充当し、既存事業の安定化と新たな収益基盤の確立を図ることを目的としております。

これらの結果、当事業年度における売上高は6,259百万円（前期比32.3%増）、営業損失は163百万円（前期営業損失64百万円）、経常損失は189百万円（前期経常損失79百万円）、当期純損失は225百万円（前期当期純損失86百万円）となりました。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

（注）「ReYuu（リユー）」は、「『リユー』スの輪を広げる、選ばれる『理由』がある、『Re（何度も）』+『Yuu（結う=繋げる）』」という想いを込めた、当社の目指す姿を示すコーポレート・アイデンティティです。

事業部門別の状況は次のとおりであります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。経営成績の状況を事業部門別に記載しております。

（リユース関連事業）

当事業年度におけるリユース関連事業は、市場拡大を背景に販売台数・売上高とともに前期比で増加し、引き続き堅調に推移いたしました。2025年1月30日に発足した新経営体制のもと、黒字体質の確立を重点方針に掲げ、販売促進と調達力強化を中心とした各種施策を継続的に推進してまいりました。

国内市場においては、MVNO事業者、携帯販売代理店、小売業者、一般企業向けには、販売・買取・レンタル・商品保証・キッティングを一体化した総合端末サービスを強みとして提供し、既存取引先との取引拡大に加えて新規顧客の開拓も着実に進展いたしました。また、企業からの業務端末の買取を強化したことにより、卸経由ではなくエンドユーザーから直接調達する商材が増加し、一台当たりの収益性が向上する調達構造が進展いたしました。

海外市場においては、リユースモバイル流通の中心地である香港・ドバイをはじめとする需要の高い地域で販売ネットワークの拡充を進め、調達・販売の両面で取引体制の整備を加速させております。これにより、為替動向や地域ごとの市場環境を踏まえた販売バランスの柔軟な最適化が可能となり、収益機会の最大化に向けた基盤構築が進展いたしました。

これらの結果、売上高6,140百万円（前年同期4,670百万円）、販売台数は227,360台（前年同期141,278台）となりました。

（その他の事業）

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高119百万円（前年同期61百万円）となりました。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

	2024年10月期		2025年10月期		前年同期比（%）
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）	
売上高	4,731	100.0	6,259	100.0	132.3
リユース関連事業	4,670	98.7	6,140	98.1	131.5
その他の事業	61	1.3	119	1.9	193.6

財政状態につきましては、次のとおりであります。

総資産

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比べて380百万円増加し、2,268百万円となりました。

これは主に、現金及び預金が267百万円、短期貸付金が100百万円、未収消費税等が82百万円増加したことによるものであります。

負債

当事業年度末の負債は、前事業年度末と比べて121百万円減少し、899百万円となりました。

これは主に、買掛金が96百万円増加したものの、短期借入金が200百万円減少したことによるものであります。

純資産

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べて502百万円増加し、1,369百万円となりました。

これは主に、当期純損失225百万円の計上があったものの、資本金が347百万円、資本準備金が347百万円増加したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ267百万円増加し、679百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は128百万円となりました。

これは主に、税引前当期純損失223百万円、仕入債務の増加額96百万円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動の結果、使用した資金は93百万円となりました。

これは主に、短期貸付けによる支出100百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は478百万円となりました。

これは主に、短期借入金の返済による支出394百万円、短期借入金の純減額200百万円があったものの、新株予約権の行使による株式の発行による収入682百万円、短期借入れによる収入394百万円があったことによるものであります。

(3) 仕入及び販売の実績

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります、仕入及び販売の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

a. 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 至 2024年11月1日 2025年10月31日)	前年同期比(%)
リユース関連事業(千円)	5,886,197	127.3
その他の事業(千円)	59,253	237.9
合計(千円)	5,945,451	127.8

b. 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	前年同期比(%)
リユース関連事業(千円)	6,140,098	131.5
その他の事業(千円)	119,063	193.6
合計(千円)	6,259,161	132.3

(注) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)		当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社インターネットイニシアティブ	1,260,749	26.6	1,632,136	26.1
株式会社オプテージ	1,031,449	21.8	763,461	12.2

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当事業年度の経営成績の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

「3. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 財政状態の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

「1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入や販売費及び一般管理費等の営業費用であり、投資目的とした資金需要は、主に設備投資によるものであります。

また当社は、事業上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本としております。短期的な運転資金につきましては自己資金、金融機関からの短期借入れ並びに新株予約権の発行および行使による増資を基本としており、設備投資資金につきましては、金融機関からの短期借入れおよび長期借入れを基本としております。

当事業年度末における有利子負債の残高は、636百万円となっており、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、679百万円となっております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に用いた重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、

「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

(1) リユース関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
兼松コミュニケーションズ株式会社	リユースモバイル事業に関する業務提携基本契約	2019年12月20日から 2020年12月19日まで 以後1年毎自動更新

(2) その他の事業に関する契約

該当事項はありません。

(3) 金銭消費貸借契約

主たる契約は以下のとおりです。

借入先	株式会社日本政策金融公庫	株式会社紀陽銀行
借入金額	300,000千円	200,000千円
借入実施日	2024年2月29日	2024年4月1日
借入期間	5年1ヶ月(期限一括返済)	5年
借入利率	当初3年間は固定金利、 以降は業績により変動します。	変動金利(基準金利+スプレッド)
担保又は保証	無担保・無保証	無担保・無保証

(4) 暗号資産を活用したトレジャリー戦略に関する業務提携に向けた基本合意

相手方の名称	契約内容	契約期間
abc株式会社	暗号資産を活用したトレジャリー戦略に関する業務提携に向けた非拘束的な基本合意 (協力関係の枠組みに関する覚書)	2025年9月17日から 2026年9月16日まで 以後1年毎自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けての記載を省略しております。

当事業年度における設備投資については、総額63,984千円であります。これらのうち主要な設備投資は、レンタル資産の取得によるものであります。

また当事業年度において、減損損失2,731千円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (損益計算書関係) 2 減損損失」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の 部門別 の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業 員数 (人)
			建物	構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	-	-	-	-	-	-	8 (1)
東京本社 (東京都港区)	全社 (共通)	業務設備	-	-	-	-	-	-	20 (9)
モバイル リユース 関連事業 (大阪市北区)	リユース 関連事業	物流設備	-	-	-	-	51,695	51,695	6 (7)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、レンタル資産であります。

3. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

(注) 2026年1月30日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より15,560,000株増加し、27,960,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年1月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,990,400	7,040,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	6,990,400	7,040,400		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年1月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

決議年月日	2022年12月27日
新株予約権の数	1,750個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 175,000株
新株予約権の行使時の払込金額	269円
新株予約権の行使期間	自 2023年1月13日 至 2033年1月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 および資本組入額	発行価格 269円 資本組入額 134.5円
新株予約権の行使の条件	(注) 1、3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、 当社取締役会の決議による承認を要するもの とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

当事業年度の末日(2025年10月31日)における内容を記載しております。各事項について、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年12月31日)にかけて変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日まで行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していないことが判明した場合

- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数」に準じて決定する。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2.に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
- 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- その他新株予約権の行使の条件
- 上記1に準じて決定する。
- 新株予約権の取得事由及び条件
- 下記3に準じて決定する。
- その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
3. 新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

第2回新株予約権

決議年月日	2025年7月8日
新株予約権の数	40,811個 [40,311個]
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 4,081,100株 [4,031,100株]
新株予約権の行使時の払込金額	579円
新株予約権の行使期間	自 2025年7月24日 至 2028年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 579円 資本組入額 289.5円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

当事業年度の末日（2025年10月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年12月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
各本新株予約権の一部行使はできない。

2 . 当社が吸收合併消滅会社となる吸收合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸收分割会社となる吸收分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸收合併存続会社、新設合併設立会社、吸收分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月21日 (注)1	22,500	3,431,500	4,950	639,678	4,950	309,875
2022年2月14日 (注)2	2,310,000	5,741,500	414,645	1,054,323	414,645	724,520
2023年3月31日 (注)3	-	5,741,500	1,004,323	50,000	-	724,520
2024年11月1日～ 2025年10月31日 (注)4	1,248,900	6,990,400	347,231	397,231	347,231	1,071,751

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

発行価格 440円

資本組入額 220円

割当先 当社取締役（社外取締役を除く。）4名

2. 有償第三者割当の新株発行による増加であります。

発行価格 359円

資本組入額 179.50円

割当先 株式会社ショーケース

3. 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

4. 新株予約権の行使による増加であります。

5. 2025年11月1日から2025年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が50,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ14,682千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）						単元未満 株式の状況 (株)	
	政府および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計
株主数（人）					個人以外	個人		
株主数（人）	-	2	21	29	20	18	2,831	2,921
所有株式数 (単元)	-	615	11,466	10,973	18,154	441	28,233	69,882
所有株式数の 割合（%）	-	0.88	16.41	15.70	25.98	0.63	40.40	100.00

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

3. 自己株式292,120株は、「個人その他」に2,921単元、「単元未満株式の状況」に20株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。) の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
SEACastle SINGAPORE PTE. LTD. (常任代理人 松尾 聖海)	60PAYA LEBAR ROAD #11-37 , PAYA LEBAR SQUARE , SINGAPORE (東京都港区)	1,669,300	24.92
株式会社Showcase Capital	東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号	500,000	7.46
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番 7 号	460,000	6.87
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目 6 番 21 号	309,300	4.62
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	273,125	4.08
三菱UFJeスマート証券株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号	193,500	2.89
坂 達典	東京都中央区	172,300	2.57
坂庭 亮一	群馬県高崎市	128,500	1.92
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号	119,800	1.79
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目 4 番地	92,400	1.38
計	-	3,918,225	58.50

(注) 1 . 当社は、自己株式を292,120株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 . 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

3 . 前事業年度末において主要株主であった株式会社ショーケースは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

4 . 前事業年度末において主要株主でなかったSEACastle SINGAPORE PTE. LTD. は、当事業年度末現在では主要株主になっております。

5 . 株式会社ショーケースおよび株式会社Showcase Capitalがそれぞれ2025年 9 月 5 日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書 (変更報告書) において、両社が2025年 9 月 1 日付で株式貸借契約を締結し、実質株主である株式会社ショーケースが株式会社Showcase Capitalに対し500,000株を貸付けたことを確認しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 292,100	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,696,100	66,961	-
単元未満株式	普通株式 2,200	-	-
発行済株式総数	6,990,400	-	-
総株主の議決権	-	66,961	-

(注) 1 . 「完全議決権株式 (その他) 」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、

「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数 4 個が含まれております。

2 . 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

2025年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
ReYuu Japan 株式会社	大阪市北区天満橋 一丁目 8 番30号	292,100	-	292,100	4.18
計	-	292,100	-	292,100	4.18

(注)当社は、上記の他、単元未満自己株式20株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	15	10,635
当期間における取得自己株式	-	-

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	292,120	-	292,120	-

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要事項として位置づけ、中長期的な企業価値向上と持続的な企業成長を実現するために必要な内部留保を維持しつつ、利益還元していくことを資本政策の基本方針としております。配当政策につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りながら検討してまいります。

当事業年度におきましては、財務基盤の安定を最優先とすべきとの判断から、無配といたしました。

なお、当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」および「法令等の遵守」を挙げております。

経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社に属する全ての役員、従業員および派遣社員等に徹底すべきものと考えております。

2. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るため、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会の承認により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

取締役会は男性のみで構成され、監査等委員でない取締役7名（うち社外取締役3名を含む）、監査等委員である取締役3名（3名全て社外取締役）からなる体制となっております。また、監査等委員会も同じく男性のみで構成され、3名（3名全て社外取締役）からなる体制となっております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各業務執行部門の責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めています。

監査等委員は、四半期に1回以上監査等委員会を開催し、必要に応じて適宜追加開催しております。また、毎月開催される取締役会に参加する他、必要に応じて経営会議等の業務執行に係る重要会議に参加できる環境を整えております。

また当社は、以下の目的に応じて、任意の委員会を設置しております。

- ・コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価を通じた監督機能の強化を図るため、ガバナンス委員会
- ・取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価並びに決定プロセスの透明性および客觀性を高めるため、指名報酬委員会
- ・当社と支配株主との取引において少数株主の利益を保護するため、特別委員会

有価証券報告書提出日現在、ガバナンス委員会および指名報酬委員会は、取締役および執行役員の中から3名以上で構成され、いずれも独立役員である社外取締役（監査等委員）を委員長としております。また、特別委員会は、2名の独立役員である社外取締役（監査等委員）により構成されております。

各委員会の開催頻度は、ガバナンス委員会が原則として年4回以上、指名報酬委員会が年1回以上、特別委員会は必要に応じて開催しております。

これらの委員会は取締役会の諮問機関として機能しており、ガバナンス委員会では、ガバナンスおよび経営上の重要事項について審議を行い、指名報酬委員会では、取締役および執行役員に関する候補者の指名・報酬および解任等について審議を行っております。また、特別委員会では、支配株主との取引に伴う利益相反リスクについて審議・検討を行っております。

取締役会は、これら各委員会からの答申を尊重し、意思決定を行うこととしております。

[会社の機関の名称および構成員]

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会
代表取締役社長CEO	重富崇史		
取締役COO	吉田祥生		
取締役CFO兼CSO	谷口領		
取締役	川俣清隆		
社外取締役	澤田大輔		
社外取締役	Chow Cheuk Hang		
社外取締役	松本高一		
社外取締役(監査等委員)	久保隆		
社外取締役(監査等委員)	八角大輔		
社外取締役(監査等委員)	藪田晃彰		

は構成員、 は当該議長に該当する者

当該体制を採用する理由

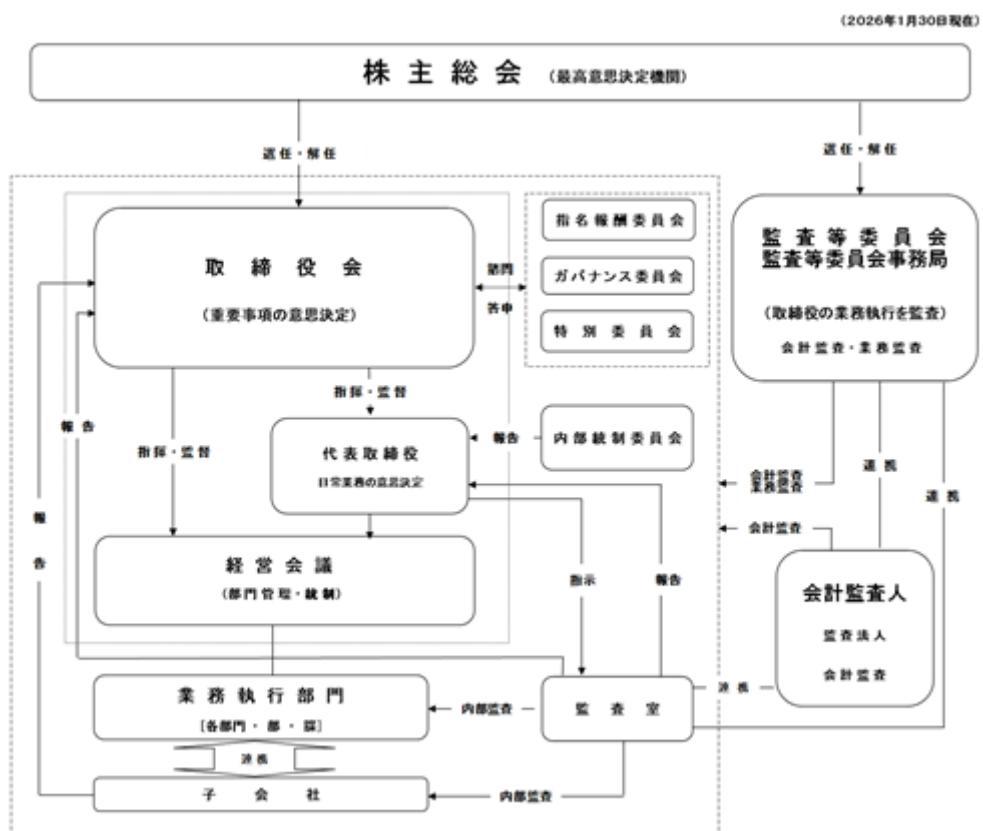
当社は、事業規模および事業内容を踏まえ、迅速かつ機動的な意思決定を確保するとともに、経営に対する監査・監督機能の実効性を高めることが重要であると判断し、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

社外取締役による経営全般に対する監督・助言と、監査等委員である取締役による監査等委員監査という役割分担の下、監査と監督の両面から経営の透明性および健全性を確保できるものと考えております。

また、法定の監査・監督体制を基礎としつつ、取締役会の監督機能および意思決定の透明性・客観性を一層高めるため、指名・報酬、ガバナンスおよび支配株主との取引といった重要事項について、独立役員である社外取締役を中心とした任意の委員会を設置しております。

これにより、専門的かつ独立した立場からの事前検討を通じて、経営の透明性および説明責任の向上並びに少数株主利益の保護を図っております。

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図



3. 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、2006年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。また、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を制定し、直近では2026年1月30日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切なる対策に当たらせるよう努めております。

イ. 職務執行の基本方針

当社グループは、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、「法令と社会倫理の遵守」を、企業活動を行う基本とする事を徹底する。

当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行い、その改善と充実を図る。

ロ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

二. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

ホ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

ヘ. 当社および子会社からなる企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用者が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

取締役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する体制を整備する。

ト. 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項および当該使用者に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査等委員の職務を補助する専任の使用者は置かない。監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合は、取締役会は協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査等委員を補助すべき専任の使用者として指名することができるものとする。

監査等委員がその職務の遂行のために指定する専任の使用者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

監査等委員による当該使用者への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

チ. 取締役および使用者が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

当社は、取締役および使用者が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査等委員に報告する体制を整備する。

リ. 子会社の役員および使用人が監査等委員に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査等委員に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査等委員への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ヌ. その他監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

当社は、監査等委員の監査が実効的に行われるることを確保するために以下の体制を整備する。

監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査等委員は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。

監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。

監査等委員会への報告を行った役員および使用人は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないこととする。

監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の強化を図るため、取締役会と監査等委員会が、経営者たる代表取締役および取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役および監査等委員を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を監査等委員でない取締役の中から選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査等委員会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、10名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各業務執行部門の責任者に伝達されることで事業運営の迅速化および効率化並びに内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

さらに当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、取締役および執行役員で構成される経営会議を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を2006年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行い、すべての取締役および使用人が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役および使用人に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行われる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役および使用人がこれを認識し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施いたしました。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施しております。また、独立役員である社外取締役の選任に際しては、選定の基準として制定した「社外取締役を選任するための独立性に関する基準（独立取締役基準）」を基に選任しております。

5. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内で、監査等委員である取締役は、3名とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員等（取締役または執行役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

9. 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。また、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会の承認による監査役設置会社から監査等委員設置会社への移行に伴い、監査役（監査役であった者を含む。）責任免除に関する経過措置に関する附則が定款で定められております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備するためであります。

10. 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うためであります。

11. 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は、取締役会を合計16回開催しており、個々の取締役および監査役の出席状況については次のとおりです。なお、16回の取締役会の開催回数の他、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

区分	氏名	取締役会出席状況
代表取締役社長	有馬知英	全5回中5回
代表取締役社長	重富崇史	全11回中11回
取締役会長	澤田大輔	全11回中11回
取締役	金一寿	全11回中11回
取締役	永田豊志	全16回中16回
取締役	平野井順一	全9回中9回
取締役	高橋卓	全16回中16回
取締役	加藤文也	全5回中5回
社外取締役	村井守	全16回中15回
常勤監査役	茶谷喜晴	全16回中16回
社外監査役	加藤清和	全5回中4回
社外監査役	安倉史典	全16回中16回
社外監査役	西尾公伸	全11回中10回

（注）全回数が異なるのは就任時期および退任時期の違いによるものです。

取締役会における具体的な検討内容としましては、事業計画の策定、重要な業務執行の意思決定、中期経営計画の進捗を含む業務執行の状況の監督、ガバナンス・内部統制に関する検討等を行いました。

12. 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は、指名報酬委員会を合計2回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	指名報酬委員会出席状況
代表取締役社長	有馬知英	全1回中1回
代表取締役社長	重富崇史	全1回中1回
取締役	金一寿	全1回中1回
取締役	永田豊志	全1回中1回
取締役	平野井順一	全1回中1回
社外取締役	村井守	全2回中2回

(注) 全回数が異なるのは就任時期および退任時期の違いによるものです。

指名報酬委員会における具体的な検討事項は、以下のとおりです。

- ・取締役候補者・執行役員候補者選任
- ・報酬設定
- ・指名報酬委員会およびガバナンス委員会の委員長選任

13. ガバナンス委員会の活動状況

当事業年度において当社は、ガバナンス委員会を合計4回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	ガバナンス委員会出席状況
代表取締役社長	有馬知英	全1回中1回
代表取締役社長	重富崇史	全1回中1回
取締役	金一寿	全3回中3回
取締役	永田豊志	全4回中4回
取締役	平野井順一	全1回中1回
取締役	高橋卓	全1回中0回
取締役	加藤文也	全1回中1回
社外取締役	村井守	全4回中4回
常勤監査役	茶谷喜晴	全4回中4回
社外監査役	加藤清和	全1回中1回
社外監査役	安倉史典	全1回中0回

(注) 全回数が異なるのは就任時期および退任時期の違いによるものです。

ガバナンス委員会における具体的な検討事項は、以下のとおりです。

- ・特別委員会設置の検討について
- ・ハラスメントや不正等の発生状況について
- ・従業員の現況について
- ・定期研修実施予定について
- ・経営体制について
- ・経営会議の内容の見直しについて
- ・取締役会の実効性評価のアンケート内容

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 10名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長CEO	重富 崇史	1978年12月3日生	2002年9月 株式会社NOVA 入社 2007年1月 株式会社メディックス 入社 2007年6月 当社 入社 2016年1月 出向 HKNT.CO.,LIMITED 董事長 2018年5月 当社 執行役員 企画財務本部 経理財務部長 2022年7月 当社 上席執行役員 リユース事業推進本部長 2023年12月 当社 上席執行役員 営業本部 サプライチェーン統括部長 兼 グローバル営業部長 2024年12月 当社 上席執行役員 法人営業統括部長 兼 グローバル営業部長 兼 モバイルリファビッシュセンター統括 2025年1月 当社 代表取締役社長 2026年1月 ReDigital株式会社 代表取締役(現任) 2026年1月 当社 代表取締役社長CEO(現任)	(注)3	1,400
取締役COO	吉田 祥生	1985年5月23日生	2013年3月 株式会社サードウェーブエクスチェンジ(現 株式会社じんばら) 入社 2018年1月 リーテック株式会社 入社 2022年12月 当社 入社 2023年1月 当社 執行役員 LCM営業部長 兼 グローバル営業部長 2023年12月 当社 執行役員 営業本部 調達企画営業統括部長 兼 調達企画部長 兼 営業統括部パートナー & 法人営業部長 2024年12月 当社 執行役員 商品統括部長 兼 調達営業部長 兼 商品部長 兼 モバイルリファビッシュセンター副統括 2025年1月 当社 上席執行役員 商品統括部長 兼 調達営業部長 兼 商品部長 兼 モバイルリファビッシュセンター副統括 2025年5月 当社 上席執行役員 営業統括部長 2026年1月 当社 取締役COO(現任)	(注)3	-
取締役 CFO兼CSO	谷口 領	1982年3月23日生	2005年4月 KOBE証券株式会社(現 インヴァスト証券株式会社) 入社 2007年8月 三井UFJ証券株式会社(現 三井UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2023年6月 ギークス株式会社 入社 2025年1月 W2株式会社 入社 2025年9月 当社 入社 企画管理部 部長 2026年1月 ReDigital株式会社 取締役(現任) 2026年1月 当社 取締役CFO兼CSO(現任)	(注)3	-
取締役	川俣 清隆	1991年5月23日生	2015年3月 株式会社FILLERS 代表取締役(現任) 2021年10月 A.W株式会社 代表取締役(現任) 2025年2月 LSB consult株式会社(現 STAX株式会社) 取締役(現任) 2025年12月 株式会社3rd 執行役員(現任) 2026年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役(社外)	澤田 大輔	1976年4月6日生	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1 代表取締役(現任) 2021年10月 紺綬褒章受章 2023年6月 ミライドア株式会社 取締役会長 2023年11月 ミライドア株式会社 代表取締役会長 兼 社長(現任) 2024年10月 AI フュージョンキャピタルグループ株式会社 代表取締役社長(現任) 2024年11月 株式会社河合青果 代表取締役会長(現任) 2025年1月 当社 取締役会長 2025年3月 株式会社ショーケース 代表取締役会長(現任) 2025年9月 名古屋青果物信用組合 副理事長(現任) 2026年1月 当社 社外取締役(現任)	(注)1 (注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役(社外)	Chow Cheuk Hang	1984年1月14日生	2010年4月 AV Concept Limited Finance Manager 2014年1月 Jaarvis Venture Capital Business Development Director 2015年2月 Easy Repay Finance & Investment Limited (現 Wisdomcome Group Holdings Limited) COO 2019年2月 Me2Zen Limited (現 Ghost Studio Co., Ltd.) Independent Director/Internal Control 2021年2月 AID Genomics Limited VP of Finance 2023年2月 Inception Growth Acquisition Ltd CEO (現任) 2026年1月 当社 社外取締役(現任)	(注)1 (注)3	-
取締役(社外)	松 本 高 一	1980年3月26日生	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2006年1月 新光証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社 2017年9月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役(現任) 2021年6月 株式会社ギミック 社外監査役(現任) 2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 取締役副社長(現任) 2025年3月 株式会社ショーケース 取締役(現任) 2025年6月 株式会社イーグランド 社外取締役(現任) 2026年1月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役(現任) 2026年1月 当社 社外取締役(現任)	(注)1 (注)3	-
取締役(社外) (監査等委員)	久 保 隆	1954年11月7日生	1988年4月 大阪弁護士会弁護士登録 1988年4月 森田宏法律事務所(現 天満総合法律事務所) 入所 1994年1月 同事務所 パートナー(現任) 2023年6月 ミライドア株式会社 社外取締役(現任) 2024年10月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 社外取締役(現任) 2025年3月 株式会社ショーケース 取締役(監査等委員)(現任) 2026年1月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2 (注)4	-
取締役(社外) (監査等委員)	八 角 大 輔	1982年6月23日生	2006年4月 株式会社インターネットード 入社 2019年10月 株式会社デジタルアセットマーケット 取締役 2022年5月 オーケーコイン・ジャパン株式会社 執行役員COO 2025年6月 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 常務取締役(現任) 2026年1月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2 (注)4	-
取締役(社外) (監査等委員)	藪 田 晃 彰	1972年9月22日生	2005年2月 日光水産株式会社 代表取締役会長(現任) 2012年1月 静岡エネルギー株式会社 代表取締役社長(現任) 2012年1月 株式会社日本シーサプライ 取締役(現任) 2012年3月 マリングロース株式会社 代表取締役社長(現任) 2012年3月 フード株式会社 取締役会長(現任) 2012年6月 日光マリン株式会社 代表取締役会長(現任) 2016年5月 御前崎船主事業協同組合 代表理事 2017年8月 太信水産株式会社 監査役(現任) 2018年6月 JFI株式会社 代表取締役社長(現任) 2019年2月 住吉漁業株式会社 取締役会長 2019年2月 南洋水産株式会社 取締役会長 2021年3月 株式会社ビーヘルス 取締役(現任) 2023年2月 株式会社VANSOU 取締役(現任) 2025年5月 マリングロースエステート株式会社 代表取締役社長(現任) 2025年6月 株式会社ニチリヨク 社外取締役(現任) 2025年12月 株式会社くろしおエクスプレス 監査役(現任) 2026年1月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)2 (注)4	10,000
計					11,400

- (注) 1. 取締役澤田大輔、Chow Cheuk Hangおよび松本高一は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）久保隆、八角大輔および藪田晃彰は、社外監査等委員であります。
3. 取締役の任期は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会終結の時から2026年10月期に係る第39期定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役（監査等委員）の任期は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会終結の時から2027年10月期に係る第40期定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社におきましては、社外取締役3名および社外監査等委員3名を選任しております。

当社では、豊富な経験と深い見識を有し、かつ、独立性を有する者を独立役員とするために、2014年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

また、上記6名の社外役員のうち、監査等委員でない取締役Chow Cheuk Hang、監査等委員である社外取締役八角大輔および藪田晃彰を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。

社外役員による当社株式保有状況は、所有株式数欄に記載のとおりであります。その他の当社と社外取締役および社外監査等委員との間には、人的関係、当社株式保有以外の資本的関係、又は取引関係等の特別な利害関係は一切ありません。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっております。社外監査等委員や会計監査人との連携のもとに計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めています。

社外監査等委員監査としましては、社外監査等委員1名と独立性の高い独立役員たる社外監査等委員2名による計3名での監査体制を採用しており、独立役員たる社外監査等委員には経営者としての豊富な経験を有している要員を配し、また、社外監査等委員として弁護士としての専門性を有している要員を配しております。取締役会への出席の他、重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査等委員会を通じて相互に情報の共有化を図りつつ、監査室および関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、2025年10月期について、RSM清和監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会において、会計監査人選任の決議により、2026年10月期については、プログレス監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受ける予定としております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査及び監査役監査の状況

当社は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しました。そのため、当事業年度の活動状況（以下b.）については、移行前の監査役会設置会社における内容を記載しております。

a. 監査等委員監査の組織、人員、手続

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。このうち2名は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

監査等委員である取締役の選任に際しては、経営者としての企業経営に関する高い見識や、法律に関する高度な専門性に加え、会計に関する相当程度の知見を有することを基軸として候補者を選定し、経営に対し常に客観的かつ中立的な観点に沿った監査が実施できる体制を整えております。

なお、監査等委員3名のうち、久保隆は弁護士の資格を有しております、法令遵守およびリスク管理に関する専門的知見を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っております。

八角大輔は、長年にわたり事業運営および経営管理に携わってきた豊富な実務経験と高度な専門性を有しております、当社経営に対する客観的かつ中立的な監視機能を担っております。

藪田晃彰は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、監査役としての経験も有しております、これらを活かして当社経営に対する監査機能を担っております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況等

イ. 監査役会の開催頻度及び活動状況

監査役会は、毎月1回開催される他、必要に応じて隨時招集され、当事業年度においての監査役会は合計「16回」開催されております。

また、一回当たりの所要時間は「約45分から1時間」程度であり、各監査役の出席状況等については以下のとおりであり、年間を通じて次の様な決議、報告等がなされております。

監査役会の開催回数等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	16回	16回	100.0
監査役 安 倉 史 典	16回	16回	100.0
監査役 西 尾 公 伸	11回	11回	100.0
監査役 加 藤 清 和	5回	5回	100.0

(注)監査役 加藤清和は、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

決議事項：11件

- ・2025年10月期「第38期」会計監査人の選任、解任、不再任に関する審議の件
- ・2024年10月期「第37期」事業年度の監査役会監査報告書の件
- ・2024年10月期「第37期」定時株主総会議案および参考書類監査の件
- ・2025年10月期「第38期」事業年度の監査役監査方針および監査計画案の承認の件
- ・2025年10月期「第38期」事業年度における会計監査人の報酬等に関する審議の件
- ・第三者割当による新株予約権[行使価額固定型]の発行に関する審議の件
- ・他、5件

報告事項：41件

- ・四半期毎の内部通報制度の整備・運用状況調査に関する監査報告
- ・四半期毎の契約書、稟議書、重要文書等の情報管理に関する監査報告
- ・四半期毎の監査役による決算短信等の開示文書監査に関する報告
- ・事業年度の内部統制システム構築の基本方針に基づく整備・運用状況に関する監査報告
- ・会計監査人による監査役会への期中および決算レビュー報告
- ・監査役による半期報告書および期末報告書等の開示文書監査に関する報告
- ・不正リスク予防、法令順守体制に関するに関する監査報告
- ・2025年10月期「第38期」損失危機管理体制の整備・運用状況に関する監査報告の件
- ・他、27件

ロ. 監査役の主な活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営や決議の内容を監査し、必要に応じて意見の表明を行っており、当事業年度における取締役会の開催回数は合計「16回」開催され、各監査役の出席状況等については、以下のとおりであります。なお、以下の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

また、常勤監査役は経営会議等の業務執行に直接関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、各監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する他、会計監査人による会計監査の結果について、四半期末および事業年度末の他、必要に応じ業務上や会計上の意見等について報告を求めております。

取締役会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	16回	16回	100.0
監査役 安 倉 史 典	16回	16回	100.0
監査役 西 尾 公 伸	11回	10回	90.9
監査役 加 藤 清 和	5回	4回	80.0

(注) 監査役 加藤清和は、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

会計監査人による報告会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率(%)
常勤監査役 茶 谷 喜 晴	4回	4回	100.0
監査役 安 倉 史 典	4回	4回	100.0
監査役 西 尾 公 伸	3回	3回	100.0
監査役 加 藤 清 和	1回	1回	100.0

内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっております。監査役や会計監査人との連携のもと、計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めています。

内部監査の実効性を確保するための取組としては、監査室長は、代表取締役社長の指示に従い監査役会と連携しながら内部監査を行い、結果を代表取締役社長に報告しております。また、取締役会および監査役会にも監査室長より直接報告しており、内部監査の実効性は確保されております。

会計監査の状況

a . 監査法人の名称

RSM清和監査法人

b . 繼続監査期間

2022年8月以降

c . 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員	武 本 拓 也
指定社員 業務執行社員	高 橋 良 輔

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士15名、会計士試験合格者2名、その他6名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、適切な会計監査が遂行されるよう、以下の項目等を総合的に検討した上で会計監査人を選定しており、当事業年度においてRSM清和監査法人を選定しております。

- ・監査法人の品質に問題はないか
- ・会社法第340条第1項に該当しないか
- ・独立性が保持されているか
- ・監査チームの編成、監査遂行状況、経営者との関係等が適正であるか
- ・監査報酬が適正水準であるか

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行の適切性、妥当性を考慮し、その遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、評価項目別に会計監査人の職務遂行状況を確認し、総合的に検討しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく 報酬(千円)
17,700	-	18,500	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定に係る方針は、定めておりません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

代表取締役および業務執行者が提案した監査公認会計士等に対する報酬に対して、当社の監査役会は、監査公認会計士等の報酬見積もりの相当性が適切であるかどうかについて、監査公認会計士等の監査計画の内容、業務執行者からの説明聴取および業務執行手続きの確認に基づいて必要な検証を行ったうえで、監査公認会計士等の報酬等の額について同意の判断をしております。

f. 本有価証券報告書提出日現在における監査公認会計士等の異動について

当社の会計監査人であるRSM清和監査法人は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりました。同監査法人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えていると判断しております。しかし、同監査法人より、当社が新たに取り組む予定の暗号資産関連の取組に対する監査実施に必要な専門知見の不足を理由として、任期満了をもって退任したい旨の申し出がありました。当社はこれを受けて、複数の監査法人と面談を行い、当社の事業規模及び暗号資産関連を含む今後の事業展開に適した監査体制で会計監査を適切かつ妥当に遂行可能な会計監査人を総合的に検討してまいりました。その結果、新たにプログレス監査法人を会計監査人として選任いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会において年額1億4千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記金銭報酬額とは別枠で、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額59百万円以内（うち社外取締役分は9百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、7名（うち社外取締役3名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記金銭報酬額とは別枠で、2026年1月30日開催の第38期定時株主総会において、監査等委員である取締役に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額11百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）であります。

b. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2026年1月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および非金銭報酬によって構成されるものとする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式およびストックオプション等の株式報酬とし、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブ付与および株主との価値共有を目的とする。

譲渡制限付株式については、譲渡制限期間は3年間とし、原則として譲渡制限期間の在任を満了した場合に譲渡制限を解除するものとする。株式報酬の内容、付与条件および数量等は、株主総会において承認を得た範囲内において、役位、職責等を踏まえて決定する。

4. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬および非金銭報酬で構成する。

5. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に按分して月例の固定金銭報酬として支払う。非金銭報酬については、株主総会において承認を得た場合にはその範囲内で、その他の場合には法令に基づき、付与時期および条件等を定めるものとする。

6. 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	28,950	28,950	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く)	6,000	6,000	-	-	1
社外役員	9,255	9,255	-	-	4

- (注) 1. 当社は、2026年1月30日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。上記の報酬等の総額は監査等委員会設置会社移行前の当事業年度に関するものであります。
2. 上表には、2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、監査役1名および2025年4月30日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(社外取締役を除く)5名、監査役(社外監査役を除く)1名、および社外役員3名(内、社外取締役1名、社外監査役2名)であります。
3. 2025年1月30日開催の第37期定時株主総会終結の時をもって退任した無報酬取締役1名につきましては、含んでおりません。
4. 当社は、2024年1月30日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対し、同制度廃止までの在任期間に對応した役員退職慰労金をそれぞれの退任時に支給することを、同総会で決議いたしました。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し11,744千円の役員退職慰労金を支給しております。
- また、当事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額の残高は、監査役1名に対し6,536千円となっております。
5. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2024年11月1日から2025年10月31日まで）の財務諸表についてRSM清和監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	411,180	679,034
売掛金	472,290	438,907
商品	844,174	831,844
貯蔵品	5,785	6,356
短期貸付金	-	100,000
前払費用	10,695	10,300
未収入金	871	30,373
未収消費税等	54,591	136,668
その他	2,243	1,634
貸倒引当金	-	29,283
流動資産合計	1,801,832	2,205,838
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,776	5,632
減価償却累計額	5,776	5,632
建物(純額)	-	-
構築物	20	20
減価償却累計額	20	20
構築物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	40,754	37,826
減価償却累計額	40,754	37,826
工具、器具及び備品(純額)	-	-
リース資産	294	294
減価償却累計額	294	294
リース資産(純額)	-	-
レンタル資産	82,194	94,777
減価償却累計額	17,210	43,082
レンタル資産(純額)	64,983	51,695
有形固定資産合計	64,983	51,695
投資その他の資産		
破産更生債権等	1,001	1,001
差入保証金	21,065	11,281
貸倒引当金	1,001	1,001
投資その他の資産合計	21,065	11,281
固定資産合計	86,049	62,976
資産合計	1,887,882	2,268,814

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,582	123,187
短期借入金	400,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	39,996	39,996
未払金	18,900	17,373
未払費用	11,775	13,385
未払法人税等	2,440	12,519
預り金	3,907	5,094
賞与引当金	3,600	4,150
その他	27,887	50,419
流動負債合計	535,089	466,126
固定負債		
長期借入金	436,673	396,677
長期未払金	18,281	6,536
退職給付引当金	27,815	26,863
資産除去債務	3,565	3,569
固定負債合計	486,335	433,646
負債合計	1,021,424	899,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	397,231
資本剰余金		
資本準備金	724,520	1,071,751
その他資本剰余金	358,158	358,158
資本剰余金合計	1,082,679	1,429,910
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	167,167	392,825
利益剰余金合計	167,167	392,825
自己株式		
自己株式	99,352	99,362
株主資本合計	866,159	1,334,952
新株予約権	298	34,088
純資産合計	866,457	1,369,041
負債純資産合計	1,887,882	2,268,814

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
売上高		
商品売上高	4,662,811	6,127,159
受取手数料	69,179	132,002
売上高合計	14,731,991	16,259,161
売上原価		
期首商品棚卸高	527,949	844,174
当期商品仕入高	4,541,277	5,813,701
合計	5,069,227	6,657,876
期末商品棚卸高	844,174	831,844
差引売上原価	4,225,052	5,826,031
その他の原価	25,475	59,909
売上原価合計	4,250,527	5,885,941
売上総利益	481,463	373,219
販売費及び一般管理費		
役員報酬	31,080	44,205
給与手当	166,126	169,332
賞与引当金繰入額	3,600	4,150
役員退職慰労引当金繰入額	1,097	-
退職給付費用	6,626	6,798
法定福利費	30,355	30,703
雑給	49,559	38,932
広告宣伝費	6,294	8,150
地代家賃	27,177	32,569
リース料	12,151	3,597
支払手数料	109,949	68,720
旅費及び交通費	19,240	20,139
通信費	16,920	4,815
販売促進費	2,330	5,476
減価償却費	1,189	1,265
その他	61,805	98,207
販売費及び一般管理費合計	545,504	537,063
営業損失()	64,040	163,843

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業外収益		
受取利息	62	521
為替差益	-	5,178
その他	1,998	829
営業外収益合計	2,060	6,529
営業外費用		
支払利息	8,173	9,595
為替差損	1,808	-
物品売却損	968	-
棚卸資産除却損	6,401	11,936
株式交付費	-	2,581
新株予約権発行費	-	7,544
支払手数料	557	-
その他	-	377
営業外費用合計	17,909	32,035
経常損失()	79,890	189,350
特別利益		
受取賠償金	1,200	198
特別利益合計	1,200	198
特別損失		
固定資産除売却損	-	103
減損損失	2 5,032	2 2,731
貸倒引当金繰入額	-	29,283
その他	-	1,949
特別損失合計	5,032	34,066
税引前当期純損失()	83,722	223,218
法人税、住民税及び事業税	2,440	2,440
法人税等合計	2,440	2,440
当期純損失()	86,162	225,658

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	81,005
当期変動額					
当期純損失（）					86,162
自己株式の取得					
当期変動額合計	-	-	-	-	86,162
当期末残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	167,167
					167,167

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	9	1,051,663	298	1,051,961
当期変動額				
当期純損失（）		86,162		86,162
自己株式の取得	99,342	99,342		99,342
当期変動額合計	99,342	185,504	-	185,504
当期末残高	99,352	866,159	298	866,457

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

（単位：千円）

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	50,000	724,520	358,158	1,082,679	167,167
当期変動額					
新株の発行（新株 予約権の行使）	347,231	347,231		347,231	
当期純損失（）					225,658
自己株式の取得					
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	347,231	347,231	-	347,231	225,658
当期末残高	397,231	1,071,751	358,158	1,429,910	392,825

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	99,352	866,159	298	866,457
当期変動額				
新株の発行（新株 予約権の行使）		694,462		694,462
当期純損失（）		225,658		225,658
自己株式の取得	10	10		10
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)			33,790	33,790
当期変動額合計	10	468,793	33,790	502,584
当期末残高	99,362	1,334,952	34,088	1,369,041

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	83,722	223,218
減価償却費	1,189	1,265
レンタル資産償却費	14,198	35,819
減損損失	5,032	2,731
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	29,283
為替差損益(は益)	-	12,222
賞与引当金の増減額(は減少)	750	550
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	17,184	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,196	951
長期未払金の増減額(は減少)	18,281	11,744
受取利息	62	521
支払利息	8,173	9,595
棚卸資産除却損	6,401	11,936
株式交付費	-	2,581
新株予約権発行費	-	7,544
受取賠償金	1,200	198
固定資産除売却損益(は益)	-	103
売上債権の増減額(は増加)	218,724	33,382
棚卸資産の増減額(は増加)	324,173	177
未収消費税等の増減額(は増加)	54,591	82,077
仕入債務の増減額(は減少)	4,891	96,605
未払金の増減額(は減少)	14,507	2,775
レンタル資産の取得による支出	75,257	59,213
未払消費税等の増減額(は減少)	13,928	-
その他	16,804	44,026
小計	726,931	117,677
利息の受取額	62	447
利息の支払額	8,249	9,278
法人税等の支払額	3,245	2,440
賠償金の受取額	1,200	198
営業活動によるキャッシュ・フロー	737,164	128,749
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	6,023	3,522
短期貸付けによる支出	-	100,000
差入保証金の差入による支出	130	216
差入保証金の回収による収入	119	10,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,034	93,738
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	394,000
短期借入金の返済による支出	-	394,000
短期借入金の純増減額(は減少)	200,000	200,000
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	136,673	39,996
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	682,401
新株予約権の発行による収入	-	35,725
自己株式の取得による支出	99,342	10
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,984	478,120
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	12,222
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	679,214	267,854
現金及び現金同等物の期首残高	1,090,394	411,180
現金及び現金同等物の期末残高	411,180	679,034

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品

原則として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物、並びにレンタル資産については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

構築物 20年

工具、器具及び備品 3年～20年

レンタル資産 2年～3年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。商標権については、定額法（10年）を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益および費用の計上基準

リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(重要な会計上の見積り)

棚卸資産の評価

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

商品 831,844千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価について、個別法による原価法により算定しております。将来の販売見込みに基づく一定の滞留期間を超える場合には帳簿価額を全額切り下げる価額をもって貸借対照表価額としております。

滞留の判定においては、過去の実績等に基づく一定の期間を主要な仮定としておりますが、当社を取り巻く環境に変化があった場合等、翌事業年度において、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを取り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年10月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
契約負債	23,422千円	43,865千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 減損損失

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
全社	事務所	構築物、工具、器具及び備品、商標権

当社は、事務所ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

構築物	255千円
工具、器具及び備品	2,087千円
商標権	2,689千円

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪市北区、東京都港区	事業用資産	工具、器具及び備品

当社は、事業ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、リユース関連事業の営業キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	2,731千円
-----------	---------

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,741,500	-	-	5,741,500
合計	5,741,500	-	-	5,741,500
自己株式				
普通株式	12,105	280,000	-	292,105
合計	12,105	280,000	-	292,105

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	298,000	-	-	298,000	298
	合計	-	298,000	-	-	298,000	298

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	5,741,500	1,248,900	-	6,990,400
合計	5,741,500	1,248,900	-	6,990,400
自己株式				
普通株式	292,105	15	-	292,120
合計	292,105	15	-	292,120

(注) 1. 普通株式の数の増加は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	第1回新株予約権	普通株式	298,000	-	123,000	175,000	175
	第2回新株予約権	普通株式	-	5,207,000	1,125,900	4,081,100	33,913
合計		-	298,000	5,207,000	1,248,900	4,256,100	34,088

(注) 1. 第1回および第2回新株予約権の数の減少は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 第2回新株予約権の数の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金勘定	411,180千円	679,034千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	411,180	679,034

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

事務所の複合機（工具、器具及び備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法（3）リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 . 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、銀行借入並びに新株予約権の発行および行使による増資により資金調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および貸付金は顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

差入保証金は事務所の賃貸借契約等に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等およびその他（前受金）は全て短期間の支払期日であります。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については各担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部門で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入れ、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 . 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金（ 2 ）	1,001	1,001	-
	1,001	1,001	-
	-	-	-
(2) 差入保証金	21,065	21,004	60
資産計	21,065	21,004	60
(3) 長期借入金（ 3 ）	476,669	477,636	967
負債計	476,669	477,636	967

(1) 現金及び預金については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2025年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等 貸倒引当金(2)	1,001	1,001	-
	1,001	1,001	-
	-	-	-
(2) 差入保証金	11,281	11,197	83
資産計	11,281	11,197	83
(3) 長期借入金(3)	436,673	437,446	773
負債計	436,673	437,446	773

(1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、未収入金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、その他（前受金）については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

a. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	411,180	-	-	-
売掛金	472,290	-	-	-
未収入金	871	-	-	-
合計	884,341	-	-	-

(注) 破産更生債権等および差入保証金については、償還予定期間を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

当事業年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	679,034	-	-	-
売掛金	438,907	-	-	-
短期貸付金	100,000	-	-	-
未収入金	1,090	-	-	-
合計	1,219,032	-	-	-

(注) 1. 破産更生債権等および差入保証金については、償還予定期間を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

2. 未収入金の一部については、償還予定期間を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

b. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2024年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	39,996	39,996	316,685	-
合計	39,996	39,996	39,996	39,996	316,685	-

当事業年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	39,996	316,685	-	-
合計	39,996	39,996	39,996	316,685	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年10月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等 貸倒引当金	-	1,001	-	1,001
	-	1,001	-	1,001
	-	-	-	-
差入保証金	-	21,004	-	21,004
資産計	-	21,004	-	21,004
長期借入金	-	477,636	-	477,636
負債計	-	477,636	-	477,636

当事業年度（2025年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等 貸倒引当金	-	1,001	-	1,001
	-	1,001	-	1,001
	-	-	-	-
差入保証金	-	11,197	-	11,197
資産計	-	11,197	-	11,197
長期借入金	-	437,446	-	437,446
負債計	-	437,446	-	437,446

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権等、貸倒引当金

個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

差入保証金

契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
退職給付引当金の期首残高	25,619千円	27,815千円
退職給付費用	2,890	2,504
退職給付の支払額	694	3,455
退職給付引当金の期末残高	27,815	26,863

(2) 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
非積立型制度の退職給付債務	27,815千円	26,863千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,815	26,863
退職給付引当金	27,815	26,863
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	27,815	26,863

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 2,890千円 当事業年度 2,504千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度3,735千円、当事業年度3,550千円であります。

(ストック・オプション等関係)

事前交付型譲渡制限付株式報酬に関する注記

1. 費用計上額および科目

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
販売費及び一般管理費	623千円	- 千円

2. 事前交付型譲渡制限付株式の内容、規模およびその変動状況

(1) 事前交付型譲渡制限付株式の内容

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
付与対象者の区分および人数	取締役 4名
付与された株式数	普通株式 22,500株
付与日	2021年9月21日
権利確定条件	当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。
対象勤務期間	2021年9月21日から2024年9月20日まで

(2) 事前交付型譲渡制限付株式の規模および変動状況

事前交付型譲渡制限付株式の数

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
前事業年度末(株)	-
付与(株)	-
没収(株)	-
権利確定(株)	-
未確定残(株)	-

単価情報

	第1回事前交付型譲渡制限付株式
付与日における公正な評価単価(円)	440

3. 事前交付型譲渡制限付株式の公正な評価単価の見積方法

割当先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である440円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 事前交付型譲渡制限付株式の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の無償取得の数の合理的な見積りは困難であるため、実績の無償取得の数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度 (2024年10月31日)	当事業年度 (2025年10月31日)
賞与引当金	1,243千円	1,306千円
棚卸資産	2,175	5,738
未払費用	413	375
貸倒引当金	346	9,532
退職給付引当金	9,610	8,455
長期未払金	6,316	2,057
固定資産	14,244	11,356
資産除去債務	1,232	1,123
繰越欠損金(注)	276,412	289,199
小計	311,993	329,143
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	276,412	289,199
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	35,581	39,944
評価性引当額小計	311,993	329,143
繰延税金資産合計	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	23,216	36,992	-	22,869	-	193,334	276,412
評価性引当額	23,216	36,992	-	22,869	-	193,334	276,412
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年10月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金()	33,698	-	20,833	-	-	234,667	289,199
評価性引当額	33,698	-	20,833	-	-	234,667	289,199
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2024年10月31日)

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

当事業年度(2025年10月31日)

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

当事業年度において資本金が100,000千円超となり、外形標準課税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.6%から30.6%となりました。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

これらの変更により、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.299%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	3,562千円	3,565千円
時の経過による調整額	3	3
期末残高	3,565	3,569

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	4,670,502	4,670,502
その他の事業	61,488	61,488
顧客との契約から生じる収益	4,731,991	4,731,991
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	4,731,991	4,731,991

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リユース関連事業	6,140,098	6,140,098
その他の事業	119,063	119,063
顧客との契約から生じる収益	6,259,161	6,259,161
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	6,259,161	6,259,161

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

(単位：千円)

契約負債（期首残高）	6,770
契約負債（期末残高）	23,422

契約負債は、法人向け通信端末機器レンタルサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

(単位：千円)

契約負債（期首残高）	23,422
契約負債（期末残高）	43,865

契約負債は、法人向け通信端末機器レンタルサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	リユース関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	4,670,502	61,488	4,731,991

（注）移動体通信関連事業は、2023年4月1日付で事業譲渡および閉店が完了しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
株式会社インターネットイニシアティブ	1,260,749	情報通信関連
株式会社オプテージ	1,031,449	情報通信関連

当事業年度（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	リユース関連事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	6,140,098	119,063	6,259,161

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	ドバイ	香港	その他	合計
4,775,642	752,027	708,513	22,977	6,259,161

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社インターネットイニシアティブ	1,632,136	情報通信関連
株式会社オプテージ	763,461	情報通信関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社および主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ショーケース(注)1	東京都港区	389,047千円	Webマーケティング支援	(被所有)直接 7.46%	従業員の出向および出向受入事務所の賃借同社サービスの利用当社サービスの提供	短期借入れ利息の支払(注)2	90,000 23	- 支払利息	- 23
その他の関係会社	Seycastle Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	50,000SGD	海運管理業務およびファイナンス	(被所有)直接24.92%	-	新株予約権の引受(注)3新株予約権の行使(注)4	39,115 651,896	新株予約権 -	21,448 -

(イ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	永田 豊志	-	-	当社取締役	-	当社取締役	新株予約権 の行使 (注)5	13,450	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社ショーケースは2025年3月25日付で当社の親会社ではなくなりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
2. 借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しております。
3. 2025年7月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権を1個につき831円で引き受けたものであります。なお、新株予約権の発行条件は、独立した第三者機関により算定された価額に基づき決定しております。
4. 2025年7月8日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。
5. 2022年12月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ショーケース(東京証券取引所に上場)

AI フュージョンキャピタルグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(注)当事業年度の期首において株式会社ショーケースを親会社としておりましたが、2025年3月25日に同社による当社株式の一部譲渡が行われたため、同社は当社の親会社に該当しなくなりました。これに伴い同日付で、2024年12月13日付で当社の親会社(株式会社ショーケースの親会社)となったAI フュージョンキャピタルグループ株式会社も、当社の親会社に該当しなくなりました。

(1) 株当たり情報

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	158.95円	199.30円
1株当たり当期純損失金額()	15.33円	40.13円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年11月1日 至 2024年10月31日)	当事業年度 (自 2024年11月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純損失金額()		
当期純損失()(千円)	86,162	225,658
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失金額()(千円)	86,162	225,658
期中平均株式数(株)	5,619,450	5,623,457

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は2025年10月14日開催の取締役会において、暗号資産を活用したトレジャリー戦略を実行するための拠点として、子会社設立の準備を開始することを決議し、2026年1月22日に設立いたしました。

名称	ReDigital株式会社		
所在地	東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル14階		
代表者の役職・氏名	代表取締役 重富 崇史		
事業内容	暗号資産トレジャリー事業		
資本金	1,000千円		
出資比率	ReYuu Japan株式会社	70.0%	
	Seacastle Singapore Pte. Ltd.	15.0%	
	その他(当社役職員等)	15.0%	

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	5,776	-	143	5,632	5,632	-	-
構築物	20	-	-	20	20	-	-
車両運搬具	-	844	844	-	-	70	-
工具、器具及び備品	40,754	3,925	6,854 (2,731)	37,826	37,826	1,194	-
リース資産	294	-	-	294	294	-	-
レンタル資産	82,194	59,213	46,630	94,777	43,082	35,819	51,695
有形固定資産計	129,040	63,984	54,472 (2,731)	138,551	86,856	37,084	51,695

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

主な増加高

工具、器具及び備品	業務用パソコンの取得による増加	3,925千円
レンタル資産	レンタル用機器の取得による増加	59,213千円

主な減少高

工具、器具及び備品	業務用パソコン等の除売却による減少	4,123千円
	減損損失の計上による減少	2,731千円
レンタル資産	レンタル用機器の未返却、取立不能判断による減少	32,438千円
	レンタル用機器の除売却による減少	14,191千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	200,000	1.599	-
1年以内に返済予定の長期借入金	39,996	39,996	1.399	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	436,673	396,677	0.719	2029年
合計	876,669	636,673	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	316,685	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	-	29,283	-	-	29,283
貸倒引当金(固定)	1,001	-	-	-	1,001
賞与引当金	3,600	4,150	3,600	-	4,150

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	105
預金	
普通預金	616,415
郵便貯金	104
外貨預金	62,410
小計	678,929
合計	679,034

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社インターネットイニシアティブ	231,278
株式会社オプテージ	50,545
株式会社ワールドモバイル	49,517
その他	107,567
合計	438,907

売掛金の発生および回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
472,290	4,032,387	4,065,769	438,907	90.3	41.2

商品

区分	金額(千円)
販売用通信端末機器	821,293
その他	10,551
合計	831,844

貯蔵品

区分	金額(千円)
データ消去・チェック用ライセンス	6,333
その他	22
合計	6,356

未収消費税等

区分	金額(千円)
北税務署	136,668
合計	136,668

買掛金

相手先	金額(千円)
インバースネット株式会社	46,083
株式会社NTTドコモ	25,552
株式会社Belong	12,615
その他	38,937
合計	123,187

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	1,382,671	2,973,849	4,273,995	6,259,161
税引前中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	6,542	241,612	236,900	223,218
中間(当期)(四半期)純損失()(千円)	7,152	242,832	238,730	225,658
1株当たり中間(当期)(四半期)純損失金額()(円)	1.31	44.56	43.81	40.13

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は				
1株当たり四半期純損失金額()(円)	1.31	43.25	0.75	2.13

(注)当社は、第1四半期および第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	1月中
基準日	10月31日
剰余金の配当の基準日	4月30日、10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.reyuu-japan.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)当社の単元株未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第37期）（自 2023年11月1日 至 2024年10月31日） 2025年1月31日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2025年1月31日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書および確認書

第38期中（自 2024年11月1日 至 2025年4月30日） 2025年6月10日近畿財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第33期）（自 2020年5月1日 至 2022年4月30日） 2024年12月27日近畿財務局長に提出

(5) 臨時報告書

2024年12月13日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（親会社の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2024年12月20日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年1月30日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年1月31日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年2月28日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号（親会社および主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年12月22日近畿財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 有価証券届出書（新株予約権）およびその添付書類

2025年7月8日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年1月30日

ReYuu Japan株式会社

取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 武 本 拓 也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 橋 良 輔
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているReYuu Japan株式会社の2024年11月1日から2025年10月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ReYuu Japan株式会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品売上高の期間帰属及び実在性の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>損益計算書の売上高のうち、商品売上高は6,127,159千円である。</p> <p>会社は、注記事項（重要な会計方針）4.収益および費用の計上基準に記載されているとおり、リユース関連事業における商品の販売について、商品を顧客に引渡した時点で収益を認識している。</p> <p>商品売上高が売上高全体に占める割合は97.9%であり、商品売上高への依存度が高く、また売上高は経営者及び財務諸表利用者にとって重要な経営指標と考えられる。</p> <p>そのため、商品売上高の期間帰属及び実在性を誤った場合、財務諸表に与える影響は重要であると想定される。</p> <p>以上から、当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性が当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">販売プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。これには、顧客からの注文に基づき商品が引渡されたこと及び売上計上の根拠となる証憑を確認する内部統制が含まれる。一定の基準により抽出した特定の得意先に対する売掛金の残高確認を実施した。計上金額及び計上時期の妥当性を検討するため、売上取引については一定の基準により抽出した取引を対象に、顧客の注文書、契約書、宅配業者の出荷引取書、入金証憑等の関連証憑と対照した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ReYuu Japan株式会社の2025年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ReYuu Japan株式会社が2025年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。